

琵琶湖での漁業の歴史は縄文時代や弥生時代まで遡ることができます。湖岸の漁業は、人々の生活を成り立たせる重要な生業のひとつでもあり、そこで得られた湖の恵みは、地域の人々の食生活を支える存在でもありました。

1. 琵琶湖での漁業の始まり

漁業の痕跡は、遺跡や出土遺物から探ることができます。縄文時代の遺跡である粟津湖底遺跡ではコイ科魚類の遺物が出土しており、琵琶湖での漁業の始まりは、縄文時代まで遡ることができます。また、弥生時代の下之郷遺跡からは、水田の水路を利用した漁業があったことがわかります。水田稲作と漁業という、琵琶湖漁業の特徴でもある複合的な生業の原点とも言えます。

2. 特権漁業と琵琶湖漁業社会

(1) 特権漁業と琵琶湖

古代・中世に入り、琵琶湖では、天皇や摂関家、有力な神社への漁獲物上納によって得られる権利(漁業権)を背景にした漁業が展開しました。例えば、下鴨神社の御厨(天皇家や伊勢神宮、摂関家などに供御・供祭物・食料としての魚介類などを貢進する所領のこと)であった堅田では、供御人として献上する魚を捕るために琵琶湖一円で漁業をする権利を保障されたのです。加えて、京都と北国を結ぶルートを要所であった堅田は、織田信長や豊臣秀吉といった当時の権力の中心人物からさまざまな権利を保障されていました。そのことは、江戸時代の琵琶湖漁業社会において堅田の漁師が中心的な立場となるために重要な意味を持ちました。

(2) 江戸時代の琵琶湖漁業社会

江戸時代には、琵琶湖の各地で漁業が行われていました。その中でも堅田漁師は、複合的な生業の一つとしての漁業者が多い琵琶湖の中でも珍しく、専業で漁業をする集団でした。堅田漁師は、先に述べたように江戸時代以前から漁業に関わるさまざまな特権を有していました。彼らはその特権を由緒として前面に打ち出し、それを根拠に琵琶湖全域での漁業を展開しました。当時の様子は、漁業争論時の史料により明らかにできます。琵琶湖での漁業争論の多くは、漁業の慣習を破ることや漁業権の侵害などが理由でした。専業漁業の堅田漁師に関わる争論も多くありました。江戸時代の中頃になると、かつての由緒で権利を主張し維持しようとする堅田漁師の漁業権も、江戸時代の領主支配の枠組みに照して判断され否定される時もありました。とはいえ、争論史料を読む限り各地の漁師たちが堅田漁師の持つ由緒について理解を示していたことがわかります。また、堅田漁師が「諸浦の親郷」として、琵琶湖の漁業社会の慣習を監督する役割を担っていたことも伺えます。



江戸時代の琵琶湖漁業社会は、さまざまな由緒に基づく慣習と、新しい領主支配のもとで形成されたルールが複雑に共存しながら展開したのです。

3. 琵琶湖の恵とさまざまな生業

江戸時代、琵琶湖の藻草(水草)は、田畑の肥料として活用され、農業に重要な役割を果たしていました。一方、藻草は魚たちの産卵場所にもなっていたので、漁業にとっても不可欠なものでした。当時、その藻草の利用をめぐり、農業者と漁業者との間での争いが起こったこともありました。争いの中で作成された関係史料を読んでみると、都市的に栄える大津からは悪水(生活排水)が出るために藻草がよく育つ環境であったことを当時の人々が理解していたことがわかります。肥料・産卵場所という二つの生業に役立つ存在であった藻草は、そのような形で都市の人々の暮らしと関わっていたのです。琵琶湖岸で生活する人々の特徴の一つが、複合的な生業の暮らしです。琵琶湖の資源もさまざまな生業の中で活用されたのです。

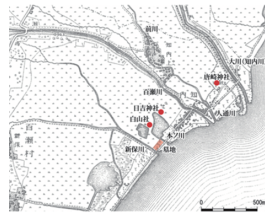


図3-5-1 昭和30年代の知内

4. 待ちの漁法-エリとヤナ-

琵琶湖や河川では、長い歴史の中で、各環境に応じてさまざまな漁業が行われてきました。その中でも特徴的なのが、エリやヤナなどの「待ちの漁法」つまり定置式の漁法です。とりわけエリはとても長い歴史を持っています。エリやヤナは、琵琶湖・河川に、杭木や網を仕掛ける漁法であるため、この漁業の漁場をめぐって、さまざまな争論が起こりました。例えば、江戸時代の高島郡知内村(現在の滋賀県高島市マキノ町知内)では、知内川に設置したヤナをめぐって、隣村との間に数百年に及ぶ漁場争論が起こっています。そのような琵琶湖の漁業社会も、明治期以降、法制度が整い、漁業組合など新しい組織が作られていく中で現在の形へと変化していきました。



写真3-5-1 知内のヤナ漁

さて、ここでは昭和30年代の漁業について紹介します。高島市マキノ町知内には、かつて地域内を複数の河川が流れていました。表は、それぞれの場所で行われている漁法と時期を示したものです。場所により異なる時期に異なる漁法での漁業が行われていたことがわかります。その理由は、河川の環境の違いと捕れる魚の種類にあります。砂地の

表3-5-1 漁法と時期

湖・河川	漁法	時期(月)
大川(知内川)	カッターヤナ	4-9
	オイサデ	4-9
	オオヤナ	10-11
人通川	ハネタモ	6-9
	投網	5-7,10-11
本ノ川	カワエリ	2-6
	エリ	11-8
琵琶湖	カキアミ	9
	オイサデ	4-9
	地引き網	通年
	ナガコイト	通年
	ミジカコイト	通年

清流である知内川(捕れる魚:アユ・ハス・ビワマス・コイなど)、泥質と清流が交差する人通川(捕れる魚:アユ・ハス・ビワマスなど)、泥質の本ノ川(捕れる魚:フナ・コイ・ビワマス)。捕れる魚に応じて、季節ごとに場所と漁法を変えながら行われる琵琶湖の漁業は、長い歴史の中で、その地域の水の恵みを絶やさず獲得するための知恵の中で生まれたものと言えるでしょう。

立命館大学 鎌谷 かおる